名古屋市公報

平成22年 6月16日号　第862号

発行所　名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市役所
電話〔052〕972－2246

編集兼発行人　名古屋市総務局
行政システム部法制課長

目　次　ページ

規　則

○ 名古屋市私立高等学校及び私立幼稚園授業料補助に関する条例施行細則の一部を改正する規則　（教育・総務課）（第100号）　4
○ 名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則　（総務・行政経営室）（第101号）　6

告　示

○ 名古屋市議会定例会の招集について　（総務・総務課）（第324号）　8
○ 名古屋市桶狭間北西部土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出　（住都・区画整理課）（第325号）　9
○ 名古屋農業振興地域整備計画の変更案について　（緑土・農政課）（第326号）　10
○ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定（健福・障害企画課）（第327号）　12
○ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止　（健福・障害企画課）（第328号）　14
○ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による施術者の指定　（健福・障害企画課）（第329号）　16
○ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定施術者の変更　（健福・障害企画課）（第330号）　17
○ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定施術者の廃止　（健福・障害企画課）（第331号）　18
○ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の指定　（健福・障害企画課）（第332号）　19
○ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止　（健福・障害企画課）（第333号）　23
○ 有料公園施設の供用時間の変更について（緑土・緑地管理課）（第334号）　25
○ 名古屋都市計画公園の変更案の縦覧　（住都・都市計画課）（第335号）　26
○ 名古屋都市計画道路の変更案の縦覧　（住都・街路計画課）（第336号）　30
○ 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について　（緑土・農政課）（第337号）　35

交　通　局　管　理　規　程

○ 交通局次長以下代決規程及び名古屋市交通局会計規程の一部改正　（第20号）　36

病　院　局　告　示

○ 名古屋市立西部医療センター城西病院の譲渡先の公募　（第2号）　37
○ 名古屋市立緑市民病院の指定管理者の公募　（第3号）　52

公　告

○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の廃止の届出の公告　（市経・地域商業課）　67
○ 平成22年度愛知県排水設備工事責任技術者試験等公告　（上下水・給排水設備課）　68
○ 水道料金等の還付に関する書類の交付公告（公示送達）　（上下水・調査課）　72
○ 名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案の縦覧公告　（住都・都市計画課）　85
○ 名古屋都市計画道路の変更案の縦覧公告（住都・街路計画課）　86

規　則　の　あ　ら　ま　し

○　名古屋市私立高等学校及び私立幼稚園授業料補助に関する条例施行細則の一部を改正する規則（第 100 号）

1　改正内容

(1) 私立高等学校の授業料補助対象者の区分を、課税総所得金額等の合計額による区分から所得割額による区分に改めます。（第 2 条及び第 3 条関係）

(2) 所得割額の合計が298,500円未満の者及び298,500円以上388,500円未満の者に対する私立高等学校の授業料補助の額を改めます。（第 3 条関係）

(3) 平成22年度において失業又は事業若しくは業務の休廃止により収入が著しく減少したため、私立高等学校を退学し、又は除籍されたものについて対象除外者及び補助の額の特例を定めます。(附則関係)

2　施行期日

公布の日から施行し、この規則による改正後の名古屋市私立高等学校及び私立幼稚園授業料補助に関する条例施行細則の規定は、平成22年 4 月 1 日から適用します。

○　名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則（第 101 号）

1　改正内容

区役所改革等を推進するため、関係区の企画経理室長が兼務する総務局主幹（区役所改革等推進）を 8 名増設します。（第 9 条関係）

2　施行期日

平成22年 6 月14日から施行します。

名古屋市私立高等学校及び私立幼稚園授業料補助に関する条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年６月８日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市規則第１００号

名古屋市私立高等学校及び私立幼稚園授業料補助に関する条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市私立高等学校及び私立幼稚園授業料補助に関する条例施行細則（昭和48年名古屋市規則第１０２号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号カ中「課税の基礎となる課税総所得金額等（法第３１４条の３第２項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額、法附則第33条の３第５項第１号に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額、法附則第34条第４項に規定する課税長期譲渡所得金額、法附則第35条第５項に規定する課税短期譲渡所得金額、法附則第35条の２第６項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額、法附則第35条の２の３第４項に規定する上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額並びに法附則第35条の４第４項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額をいう。以下同じ。）」を「所得割額」に、「合計課税所得金額」を「所得割額」に、「６５０万円を超えるもの」を「388,500円以上のもの」に改め、同号キ中「課税の基礎となる課税総所得金額等の合計

額」を「所得割額」に、「合計課税所得金額」を「所得割額」に、「６５０万円を超えるもの」を「388,500円以上のもの」に改める。

第３条第１号ア中「合計課税所得金額」を「所得割額」に、「５００万円以下」を「298,500円未満」に、「75,000円」を「20,000円」に改め、同号イ中「合計課税所得金額」を「所得割額」に、「５００万円を超え６５０万円以下」を「298,500円以上388,500円未満」に、「42,000円」を「12,000円」に改める。

附則第２項の見出し中「平成21年度」を「平成22年度」に改め、同項中「平成21年度」を「平成22年度」に、「平成21年」を「平成22年」に、「合計課税所得金額」を「所得割額」に改める。

附則第３項の見出し中「平成21年度」を「平成22年度」に改め、同項中「合計課税所得金額」を「所得割額」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の名古屋市私立高等学校及び私立幼稚園授業料補助に関する条例施行細則の規定は、平成22年４月１日から適用する。

名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年６月11日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市規則第１０１号

名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市事務分掌条例施行細則（平成12年名古屋市規則第８号）の一部を次のように改正する。

第９条第１項の表総務局区役所改革等推進の項を次のように改める。

区役所改革等推進	1　局長の指定する区役所改革の企画及び総合調整に関すること。 2　局長の指定する区を単位として設置されている公所の改革に係る企画及び総合調整に関すること。 3　その他局長の指定する特命事項の処理に関すること。	11

附　則

この規則は、平成22年６月14日から施行する。

名古屋市告示第３２４号

名古屋市議会定例会の招集について

平成22年６月14日午前11時に、名古屋市議会定例会を招集します。

平成22年６月７日

名古屋市長　　河　　村　　たかし

名古屋市総務局総務課

名古屋市告示第 325号

名古屋市桶狭間北西部土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第29条第 1項の規定により、名古屋市桶狭間北西部土地区画整理組合から次のとおり理事の氏名及び住所の届出がありました。

平成22年 6月 8日

名古屋市長　河　村　たかし

氏　名	住　所
梶　野　幸　一	名古屋市緑区桶狭間北二丁目 915番地
梶　野　　武	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字幕山 5番地
梶　野　義　信	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字巻山69番地
竹之内　繁　廣	名古屋市緑区桶狭間北二丁目 803番地
夏　目　浩　美	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字幕山58番第 174番地
山　口　陽　康	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字巻山53番第 2番地
横　井　　翠	名古屋市緑区武路町 115番地

名古屋市住宅都市局まちづくり企画部区画整理課

名古屋市告示第 326号

名古屋農業振興地域整備計画の変更案について

名古屋農業振興地域整備計画を変更しますので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第 4項で準用する同法第11条第 1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び農業振興地域整備計画を変更する理由を次のとおり縦覧に供します。

なお、名古屋市の住民は、当該農業振興地域整備計画の変更案に対し意見があるときは、平成22年 7月 8日までに市に意見書を提出することができます。提出された意見書は要旨をとりまとめ、その処理結果とあわせて、後日公告します。

また、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対し異議があるときは、平成22年 7月 8日の翌日から起算して15日以内に市にこれを申し出ることができます。

平成22年 6月 8日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　農業振興地域整備計画変更案概要

(1) 農用地利用計画のうち農用地区域から除外する農地

区	町	大　　字	字	地　　番
港区	新茶屋二丁目			713
港区	西蟹田			1608
港区	西福田五丁目			2204

(2) 農用地利用計画のうち農用地区域へ編入する土地

該当なし

2　農業振興地域整備計画の変更案及び農業振興地域整備計画を変更する理由の縦覧期間

平成22年 6月 8日から平成22年 7月 8日まで

3　農業振興地域整備計画の変更案及び農業振興地域整備計画を変更する理由の縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市緑政土木局農政課

（名古屋市役所西庁舎 5階）

名古屋市緑政土木局農政課

名古屋市告示第 327号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項でその例によるとされた生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療を担当する機関として、次の医療機関を指定しました。

平成22年 6月 9日

名古屋市長　河　村　たかし

医療機関名	所在地	指定年月日
若葉通クリニック	名古屋市北区若葉通 1丁目15番地の 2	平成22年 4月 2日
木の香往診クリニック	名古屋市北区竜ノ口町 2丁目25番地	平成22年 4月 1日
財団法人名古屋公衆医学研究所	名古屋市中村区長筬町 4丁目23番地	平成22年 3月 5日
としわ会診療センターレクリニック	名古屋市中区金山五丁目 5番11号	平成22年 3月 1日
名古屋栄ペインクリニック	名古屋市中区栄四丁目 2番29号	平成22年 3月16日
西垣医院	名古屋市中川区打中一丁目 177番地	平成22年 3月 1日
総合病院南生協病院	名古屋市緑区大高町字平子36番地	平成22年 3月23日
ファミリーメンタルクリニック	名古屋市天白区原一丁目 210番地	平成22年 4月 1日
はせがわ歯科こども歯科	名古屋市西区平中町 4番地	平成22年 2月28日
陽明森田歯科クリニック	名古屋市瑞穂区松栄町 2丁目 100番地の 1	平成22年 3月30日
ありまつ歯科	名古屋市緑区鳴海町字有松裏 200番地	平成22年 3月20日

中日調剤薬局黒川店	名古屋市北区黒川本通 4丁目38番地	平成22年 3月 1日
八坂薬局	名古屋市西区名西一丁目21番15号	平成20年 4月 1日
オレンジ薬局名西店	名古屋市西区上名古屋二丁目26番29号	平成22年 3月 1日
めいてつ調剤薬局丸の内店	名古屋市中区丸の内三丁目 1番26号	平成22年 3月 1日
調剤薬局メディカルサポート	名古屋市中川区新家二丁目1710番地	平成22年 3月 1日
みなみ調剤薬局道徳店	名古屋市南区道徳通 2丁目67番地	平成22年 3月 1日
みなみ調剤薬局赤坪店	名古屋市南区赤坪町 243番地の 1	平成22年 3月 1日
キョーワ調剤薬局桜本町店	名古屋市南区鳥栖一丁目15番34号	平成22年 4月 1日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課

名古屋市告示第 328号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関から次のとおり廃止の届出がありました。

平成22年 6月 9日

名古屋市長　河　村　たかし

医療機関名	所在地	廃止年月日
若葉通内科循環器内科	名古屋市北区若葉通 2丁目 4番地	平成22年 4月 1日
辻医院	名古屋市西区上橋町67番地	平成22年 3月31日
クリニック大菅	名古屋市中村区千成通 1丁目37番地	平成22年 3月31日
菅野医院	名古屋市瑞穂区堀田通 7丁目 5番地	平成22年 2月14日
内科小児科西垣医院	名古屋市中川区打出一丁目 167番地	平成22年 2月28日
総合病院南生協病院	名古屋市南区三吉町 6丁目 8番地	平成22年 3月22日
オー、デンタルクリニックナゴヤドーム前歯科診療所	名古屋市東区矢田南四丁目 102番3号	平成22年 2月28日
長谷川歯科	名古屋市西区上橋町 115番地	平成22年 2月27日
ＭＥＧＵＭＩ　ＤＥＮＴＡＬ　ＣＬＩＮＩＣ	名古屋市中区錦三丁目 4番26号	平成21年12月31日
たんぽぽ薬局名西店	名古屋市西区上名古屋二丁目26番29号	平成22年 2月28日
レモン調剤薬局尾頭橋店	名古屋市中川区尾頭橋三丁目 2番14号	平成22年 3月31日

みなみ調剤薬局赤坪店	名古屋市南区赤坪町 243番地の 1	平成22年 2月28日
ドラッグストアーレモン薬局笠寺店	名古屋市南区前浜通 3丁目27番地	平成22年 3月31日
みなみ調剤薬局	名古屋市南区道徳通 2丁目67番地	平成22年 2月28日
前田薬局	名古屋市南区白水町10番地	平成22年 3月16日
たんぽぽ薬局名南店	名古屋市南区三吉町 6丁目25番地の 1	平成22年 3月22日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課

名古屋市告示第 329号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による施術者の指定

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による施術を担当する者として、次の施術者を指定しました。

平成22年 6月 9日

名古屋市長　河　村　たかし

施術者名 施術所名	所在地	指定年月日
平林　聰子 鍼マッサージの花の木	名古屋市千種区春里町 4丁目16番地の 1	平成22年 4月 1日
瀧本　和満 タキ整骨院	名古屋市中区大須四丁目11番44号	平成22年 3月 8日
伊藤　勝弥 高社接骨院	名古屋市名東区高社一丁目19番地の 5	平成22年 3月19日
岡田　知之 熊の前接骨院	名古屋市緑区亀が洞一丁目 607番地の 1	平成22年 3月19日
永井　潤 香南鍼灸接骨院	名古屋市名東区香南一丁目 418番地	平成22年 2月18日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課

名古屋市告示第 330号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定施術者の変更

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条において準用する同法第50条の 2の規定により、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定施術者から、次のとおり変更の届出がありました。

平成22年 6月 9日

名古屋市長　　河　　村　　たかし

施術所名	新	松岡接骨院
	旧	加名井接骨院
施術者名	新	松岡　秀憲
	旧	金井　秀憲
変更年月日		平成21年 7月 1日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課

名古屋市告示第 331号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定施術者の廃止

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条において準用する同法第50条の 2の規定により、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定施術者から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成22年 6月 9日

名古屋市長　河　村　たかし

施術者名 施術所名	所在地	廃止年月日
平岩　光明 平岩接骨院	名古屋市千種区月ヶ丘 3丁目 7番18号	平成22年 2月24日
谷口　一男 谷口接骨院	名古屋市千種区小松町 6丁目30番地	平成22年 2月 5日
中原　洋 本城接骨院	名古屋市南区本城町 2丁目29番地	平成22年 3月31日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課

名古屋市告示第 332号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の指定

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項でその例によるとされた生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関として、次の機関を指定しました。

平成22年 6月 9日

名古屋市長　河　村　たかし

1　訪問介護

介護機関名	所在地	指定年月日
訪問介護太助	名古屋市千種区新西一丁目 1番33号	平成21年 3月 1日
介護事業所ピースケア	名古屋市北区志賀本通 1丁目21番地	平成22年 3月 1日
ヘルパーステーション鳩の丘	名古屋市北区鳩岡町 1丁目 7番地の20	平成22年 3月 1日
ナチュラルケアサービス名古屋西	名古屋市西区菊井一丁目 1番 3号	平成22年 3月 1日
広瀬内科ヘルパーステーション	名古屋市緑区鎌倉台一丁目 714番地	平成22年 4月 1日
ヘルパーステーションあたしンち!!	名古屋市名東区新宿一丁目 310番地	平成22年 3月24日

2　介護予防訪問介護

介護機関名	所在地	指定年月日
訪問介護太助	名古屋市千種区新西一丁目 1番33号	平成21年 3月 1日
介護事業所ピースケア	名古屋市北区志賀本通 1丁目21番地	平成22年 3月 1日
ヘルパーステーション鳩の丘	名古屋市北区鳩岡町 1丁目 7番地の20	平成22年 3月 1日
ナチュラルケアサービス名古屋西	名古屋市西区菊井一丁目 1番 3号	平成22年 3月 1日

広瀬内科ヘルパーステーション	名古屋市緑区鎌倉台一丁目 714番地	平成22年 4月 1日

3　訪問看護

介　護　機　関　名	所　在　地	指定年月日
スギ訪問看護ステーション葵	名古屋市東区葵三丁目19番 3号	平成22年 4月 1日
西垣医院	名古屋市中川区打中一丁目 177番地	平成22年 3月 1日
訪問看護ステーションゆうらぎの森	名古屋市緑区鳴子町 4丁目25番地	平成22年 3月 1日

4　介護予防訪問看護

介　護　機　関　名	所　在　地	指定年月日
スギ訪問看護ステーション葵	名古屋市東区葵三丁目19番 3号	平成22年 4月 1日
西垣医院	名古屋市中川区打中一丁目 177番地	平成22年 3月 1日
訪問看護ステーションゆうらぎの森	名古屋市緑区鳴子町 4丁目25番地	平成22年 3月 1日

5　訪問リハビリテーション

介　護　機　関　名	所　在　地	指定年月日
西垣医院	名古屋市中川区打中一丁目 177番地	平成22年 3月 1日

6　介護予防訪問リハビリテーション

介　護　機　関　名	所　在　地	指定年月日
西垣医院	名古屋市中川区打中一丁目 177番地	平成22年 3月 1日

7　居宅療養管理指導

介　護　機　関　名	所　在　地	指定年月日
スギ訪問看護ステーション葵	名古屋市東区葵三丁目19番 3号	平成22年 4月 1日
中日調剤薬局黒川店	名古屋市北区黒川本通 4丁目38番地	平成22年 3月 1日
オレンジ薬局名西店	名古屋市西区上名古屋二丁目26番29号	平成22年 3月 1日

西垣医院	名古屋市中川区打中一丁目 177番地	平成22年 3月 1日

8　介護予防居宅療養管理指導

介　護　機　関　名	所　在　地	指定年月日
スギ訪問看護ステーション葵	名古屋市東区葵三丁目19番 3号	平成22年 4月 1日
中日調剤薬局黒川店	名古屋市北区黒川本通 4丁目38番地	平成22年 3月 1日
オレンジ薬局名西店	名古屋市西区上名古屋二丁目26番29号	平成22年 3月 1日
西垣医院	名古屋市中川区打中一丁目 177番地	平成22年 3月 1日

9　通所介護

介　護　機　関　名	所　在　地	指定年月日
縁屋笠寺	名古屋市南区弥生町 223番地	平成22年 3月 1日

10　福祉用具貸与

介　護　機　関　名	所　在　地	指定年月日
サフランのいえ福祉用具貸与・販売事業所	名古屋市中川区長須賀二丁目 305番地	平成21年 6月 1日

11　介護予防福祉用具貸与

介　護　機　関　名	所　在　地	指定年月日
サフランのいえ福祉用具貸与・販売事業所	名古屋市中川区長須賀二丁目 305番地	平成21年 6月 1日

12　小規模多機能型居宅介護

介　護　機　関　名	所　在　地	指定年月日
小規模多機能型ホーム笑楽	名古屋市中村区宿跡町 2丁目80番地	平成22年 3月24日

13　居宅介護支援事業

介　護　機　関　名	所　在　地	指定年月日
ケアプランセンター山王	名古屋市中川区山王三丁目17番 8号	平成22年 3月11日

14　特定福祉用具販売

介　護　機　関　名	所　在　地	指定年月日
サフランのいえ福祉用具貸与・販売事業所	名古屋市中川区長須賀二丁目 305 番地	平成21年 6月 1日

15　特定介護予防福祉用具販売

介　護　機　関　名	所　在　地	指定年月日
サフランのいえ福祉用具貸与・販売事業所	名古屋市中川区長須賀二丁目 305 番地	平成21年 6月 1日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課

名古屋市告示第 333号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項でその例によるとされた生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項の規定において準用する同法第50条の 2の規定により、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成22年 6月 9日

名古屋市長　河　村　たかし

1　訪問介護

介護機関名	所在地	廃止年月日
訪問介護太助	名古屋市千種区茶屋が坂一丁目14番25号	平成21年2月28日

2　介護予防訪問介護

介護機関名	所在地	廃止年月日
訪問介護太助	名古屋市千種区茶屋が坂一丁目14番25号	平成21年2月28日

3　訪問看護

介護機関名	所在地	廃止年月日
内科小児科西垣医院	名古屋市中川区打出一丁目 167番地	平成22年2月28日

4　介護予防訪問看護

介護機関名	所在地	廃止年月日
内科小児科西垣医院	名古屋市中川区打出一丁目 167番地	平成22年2月28日

5　訪問リハビリテーション

介護機関名	所在地	廃止年月日
内科小児科西垣医院	名古屋市中川区打出一丁目 167番地	平成22年2月28日

6　介護予防訪問リハビリテーション

介　護　機　関　名	所　在　地	廃止年月日
内科小児科西垣医院	名古屋市中川区打出一丁目 167番地	平成22年 2月28日

7　居宅療養管理指導

介　護　機　関　名	所　在　地	廃止年月日
内科小児科西垣医院	名古屋市中川区打出一丁目 167番地	平成22年 2月28日
たんぽぽ薬局名南店	名古屋市南区三吉町 6丁目25番地の1	平成22年 3月22日

8　介護予防居宅療養管理指導

介　護　機　関　名	所　在　地	廃止年月日
内科小児科西垣医院	名古屋市中川区打出一丁目 167番地	平成22年 2月28日
たんぽぽ薬局名南店	名古屋市南区三吉町 6丁目25番地の1	平成22年 3月22日

9　通所介護

介　護　機　関　名	所　在　地	廃止年月日
恵デイサービス	名古屋市緑区桶狭間神明1702番地	平成22年 3月10日

10　介護予防通所介護

介　護　機　関　名	所　在　地	廃止年月日
恵デイサービス	名古屋市緑区桶狭間神明1702番地	平成22年 3月10日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課

名古屋市告示第 334号

有料公園施設の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第18条の 4第 2項の規定により次のとおり有料公園施設の供用時間を変更します。

平成22年 6月 9日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　有料公園施設の名称
久屋大通公園ランの館

2　変更内容
平成22年 6月10日（木）から同年 9月14日（火）までの供用時間について「午前10時から午後 8時まで」を「午前10時から午後10時まで」に変更します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 335号

名古屋都市計画公園の変更案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第 5条第 6項において準用する同条第 1項の規定により次の都市計画区域が変更された場合において、当該変更後の都市計画区域に係る次の都市計画を変更するため、同法第21条第 2項において準用する同法第17条第 1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を一般の縦覧に供します。

なお、この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市に対し、意見書を提出することができます。

平成22年 6月11日

名古屋市長　　河　　村　　たかし

1　当該変更後の都市計画区域の名称

名古屋都市計画区域（名古屋、弥富、津島海部西部及び瀬戸都市計画区域）

2　都市計画の種類

名古屋都市計画公園

3　都市計画を変更する土地の区域

名称		位置
番号	公園名	
4・4・2	城山公園	名古屋市千種区城山町 2丁目、 3丁目、末盛通 3丁目
4・4・4	志賀公園	名古屋市北区平手町 2丁目
4・4・11	多加良浦公園	名古屋市港区多加良浦町 3丁目、 4丁目、宝神町字西屋敷、字敷地、字繰出

4・ 3・12	道　徳　公　園	名古屋市南区道徳新町 5丁目
4・ 4・14	茶屋ヶ坂公園	名古屋市千種区鍋屋上野町字汁谷、字北山、揚羽町 1丁目、赤坂町 2丁目、希望ヶ丘 1丁目、 2丁目
4・ 4・15	楠　　公　　園	名古屋市北区若鶴町
4・ 4・18	雨　池　公　園	名古屋市守山区御膳洞、弁天が丘
4・ 4・19	大　森　公　園	名古屋市守山区翠松園一丁目、喜多山二丁目
4・ 4・21	細　根　公　園	名古屋市緑区鳴海町字細根、字蛸畑、字姥子山
4・ 4・22	戸　笠　公　園	名古屋市天白区久方三丁目、緑区鳴海町字螺貝
4・ 4・23	吹　上　公　園	名古屋市千種区吹上二丁目、昭和区吹上二丁目
4・ 4・24	桶狭間公園	名古屋市緑区桶狭間神明
5・ 5・ 2	中　村　公　園	名古屋市中村区本陣通 5丁目、東宿町 1丁目、 2丁目、豊幡町、森末町 4丁目、日比津町字南諏訪野、中村町字河原、字高畑、字茶ノ木、字待屋、字木下屋敷、中村町 4丁目
5・ 5・ 4	鶴　舞　公　園	名古屋市千種区吹上一丁目、昭和区鶴舞一丁目、山脇町 1丁目、中区千代田五丁目
5・ 5・ 6	日光川公園	名古屋市港区藤前五丁目、南陽町大字藤高新田
5・ 5・ 7	明　徳　公　園	名古屋市名東区猪高町大字猪子石字鰻廻間、大字藤森字香流、字森、石が根町
5・ 5・ 8	天　白　公　園	名古屋市天白区天白町大字島田字黒石、字山ノ杁、大字平針字上原、字黒石、土原三

		丁目
5・ 5・ 9	新 海 池 公 園	名古屋市緑区鳴海町字池上、字赤塚、鹿山一丁目
5・ 5・10	熊 野 公 園	名古屋市緑区鳴海町字神ノ倉、字熊ノ前
5・ 5・11	稲 永 東 公 園	名古屋市港区稲永三丁目、野跡一丁目、潮凪町
5・ 5・12	氷 上 公 園	名古屋市緑区大高町字平野池末、字元屋敷、字天楽山、字南白砂、字西古根、字中古根、字東古根、字取手山、字定納山、字深谷
6・ 5・ 1	瑞 穂 公 園	名古屋市瑞穂区田辺通 3丁目、 4丁目、師長町、萩山町 3丁目、 4丁目、山下通 5丁目、豊岡通3丁目
6・ 5・ 2	稲 永 公 園	名古屋市港区野跡四丁目、五丁目、汐止町
6・ 4・ 3	熱 田 公 園	名古屋市熱田区旗屋一丁目
8・ 4・ 2	笠 寺 公 園	名古屋市南区若草町、貝塚町、見晴町、白雲町、弥生町
8・ 3・ 3	鷲 津 砦 公 園	名古屋市緑区大高町字鷲津山
8・ 3・ 4	大 高 城 跡 公 園	名古屋市緑区大高町字城山、字向山、字田中
8・ 3・ 5	東 山 荘 公 園	名古屋市瑞穂区初日町 2丁目

4　都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成22年 6月11日から平成22年 6月25日まで（名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除く。）

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

(3) 縦覧場所

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 336号

名古屋都市計画道路の変更案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第 5条第 6項において準用する同条第 1項の規定により次の都市計画区域が変更された場合において、当該変更後の都市計画区域に係る次の都市計画を変更するため、同法第21条第 2項において準用する同法第17条第 1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を一般の縦覧に供します。

なお、この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市に対し、意見書を提出することができます。

平成22年 6月11日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　当該変更後の都市計画区域の名称

名古屋都市計画区域（名古屋、弥富、津島海部西部及び瀬戸都市計画区域）

2　都市計画の種類

名古屋都市計画道路

3　都市計画を変更する土地の区域

路線名	起　点	終　点	主な経過地
3・ 1・ 1号 久屋町線	名古屋市中区 丸の内三丁目	名古屋市中区 栄三丁目	名古屋市中区 錦三丁目
3・ 3・11号 高畑町線	名古屋市中村区 栄生町	名古屋市港区 小碓二丁目	名古屋市中川区 高畑三丁目

3・ 3・19号 広井町線	名古屋市西区 則武新町四丁目	名古屋市中区 大須一丁目	名古屋市中村区 名駅一丁目
3・ 5・34号 長畝内田橋線	名古屋市中区 三の丸一丁目	名古屋市熱田区 内田町	名古屋市中区 大須一丁目
3・ 2・42号 大津町線	名古屋市北区 金城三丁目	名古屋市港区 船見町	名古屋市中区 栄三丁目 名古屋市熱田区 伝馬二丁目
3・ 5・44号 新堀川西線	名古屋市中区 大須四丁目	名古屋市熱田区 伝馬二丁目	名古屋市熱田区 池内町
3・ 5・45号 光音寺内田橋線	名古屋市北区 中切町６丁目	名古屋市南区 内田橋一丁目	名古屋市中区 栄四丁目 名古屋市昭和区 高辻町
3・ 2・55号 上飯田線	名古屋市北区 辻町６丁目	名古屋市北区 大曽根四丁目	名古屋市北区 彩紅橋通１丁目
3・ 5・62号 弦月宝生線	名古屋市千種区 北千種一丁目	名古屋市港区 本星崎町	名古屋市千種区 春岡通５丁目 名古屋市南区 鯛取通４丁目
3・ 4・66号 松川橋線	名古屋市守山区 大字川字柳原	名古屋市守山区 中新	名古屋市守山区 小幡中二丁目
3・ 4・89号 一つ山鳴海線	名古屋市天白区 山郷町	名古屋市緑区 相原郷一丁目	名古屋市緑区 相川二丁目
3・ 4・95号 如意線	名古屋市北区楠 町大字喜惣治新 田字中島	名古屋市北区 六が池町	名古屋市北区 新沼町
3・ 4・ 100号 山の手通線	名古屋市守山区 瀬古一丁目	名古屋市守山区 弁天ヶ丘	名古屋市守山区 森宮町

3・ 5・ 103号 小幡瀬古線	名古屋市守山区 瀬古東三丁目	名古屋市守山区 小幡中二丁目	名古屋市守山区 大牧町
3・ 5・ 104号 堀越天神橋線	名古屋市西区 庄内通２丁目	名古屋市東区 矢田三丁目	名古屋市北区 黒川本通５丁目
3・ 4・ 108号 守山本通線	名古屋市東区 矢田東	名古屋市守山区 大森五丁目	名古屋市守山区 大森二丁目
3・ 3・ 111号 千代田通線	名古屋市千種区 千代田橋二丁目	名古屋市守山区 今尻町	名古屋市守山区 大森一丁目
3・ 3・ 112号 大幸線	名古屋市東区 矢田東	名古屋市東区 砂田橋五丁目	名古屋市東区 砂田橋二丁目
3・ 3・ 114号 外堀町線	名古屋市中村区 日比津町字流野	名古屋市千種区 豊年町	名古屋市中村区 那古野二丁目
3・ 1・ 124号 広小路線	名古屋市中村区 稲葉地町字鶉野	名古屋市名東区 一社三丁目	名古屋市中村区 名駅南一丁目 名古屋市中区 新栄一丁目
3・ 2・ 125号 青少年公園線	名古屋市名東区 上社三丁目	名古屋市名東区 小井堀町	名古屋市名東区 姫若町
3・ 2・ 130 号 万場大橋線	名古屋市中川区 吉津一丁目	名古屋市中村区 黄金通７丁目	名古屋市中村区 畑江通９丁目
3・ 5・ 131号 駅西線	名古屋市中村区 太閤二丁目	名古屋市中村区 長戸井町２丁目	―
3・ 2・ 132 号 岩井町線	名古屋市中川区 五月通２丁目	名古屋市中区 千代田三丁目	名古屋市中村区 名駅南五丁目
3・ 1・ 144号 山王線	名古屋市中村区 名駅南四丁目	名古屋市昭和区 花見通１丁目	名古屋市昭和区 御器所一丁目
3・ 4・ 147号 烏森町線	名古屋市中村区 野上町	名古屋市中村区 長戸井町２丁目	名古屋市中村区 並木二丁目
3・ 5・ 150号	名古屋市中川区	名古屋市昭和区	名古屋市昭和区

古渡松風線	山王二丁目	恵方町１丁目	村雲町
３・ ３・ 159号 中根町線	名古屋市瑞穂区 塩入町	名古屋市天白区 原四丁目	名古屋市瑞穂区 弥富通３丁目
３・ ３・ 162号 東海橋線	名古屋市港区 七反野二丁目	名古屋市緑区 神沢一丁目	名古屋市港区 東海通３丁目 名古屋市南区 千竈通１丁目
３・ ４・ 171号 名古屋春木線	名古屋市緑区 鳥澄一丁目	名古屋市緑区 白土	名古屋市緑区 徳重一丁目
３・ ３・ 177号 中一色名古屋線	名古屋市中川区 新家二丁目	名古屋市中川区 富田町大字千音 寺字間渡里	－
３・ ４・ 183号 東大曽根山田東線	名古屋市北区 大曽根三丁目	名古屋市東区 矢田一丁目	－
３・ ４・ 201号 港楽木場町線	名古屋市港区 千年三丁目	名古屋市港区 木場町	－
７・ ７・27号 上小田井 5号線	名古屋市西区 上小田井二丁目	名古屋市西区 中小田井一丁目	名古屋市西区 上小田井一丁目
７・ ６・54号 八田 1号線	名古屋市中川区 八田町字下長草	名古屋市中川区 八田町	名古屋市中川区 花池町１丁目
７・ ７・74号 春田 1号線	名古屋市中川区 春田二丁目	名古屋市中川区 春田二丁目	
７・ ７・75号 春田 2号線	名古屋市中川区 春田三丁目	名古屋市中川区 春田三丁目	

４　縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課

（名古屋市役所西庁舎 4階）

5　縦覧期間

平成22年 6月11日から平成22年 6月25日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日は除きます。

6　縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、正午から午後 0時45分までを除きます。

名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課

名古屋市告示第 337号

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第 6条第 1項の規定により農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を定めましたので、同条第 7項の規定により、次のとおり公告するとともに、その関係書類を縦覧に供します。

平成22年 6月11日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市緑政土木局農政課

（名古屋市役所西庁舎 5階）

2　縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日以外の日の午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、正午から午後 0時45分までを除きます。

名古屋市緑政土木局農政課

名古屋市交通局管理規程第２０号

交通局次長以下代決規程及び名古屋市交通局会計規程の一部を次のように改正する。

平成２２年６月９日

名古屋市交通局長　長谷川　康　夫

（交通局次長以下代決規程の一部改正）

第１条　交通局次長以下代決規程（昭和４０年名古屋市交通局管理規程第２１号）の一部を次のように改正する。

別表第１主管課長の欄第１８号中「に対する児童手当」の次に「及び平成２２年度における子ども手当の支給に関する法律による職員に対する子ども手当」を加える。

（名古屋市交通局会計規程の一部改正）

第２条　名古屋市交通局会計規程（昭和３１年名古屋市交通局管理規程第１１号）の一部を次のように改正する。

第５５条第１項に次の１号を加える。

(16)　平成２２年度における子ども手当の支給に関する法律にかかる子ども手当

附　則

この規程は、平成２２年６月１０日から施行する。ただし、第１条の規定による改正後の交通局次長以下代決規程の規定は、平成２２年５月３１日から適用する。

名古屋市病院局告示第 2号

名古屋市立西部医療センター城西病院の譲渡先の公募

名古屋市立西部医療センター城西病院の譲渡先を次のとおり募集します。

平成22年 6月11日

名古屋市病院局長　　上　　田　　龍　　三

1　名古屋市立西部医療センター城西病院の譲渡の理念

(1) 高齢者にやさしく、地域の方々が利用しやすい施設の整備・運営

(2) 現在地における医療の継続

2　提案の要件

現在地において、病院（医療法（昭和23年法律第 205号）第 1条の 5第 1項に規定する病院をいう。以下同じ。）、介護老人保健施設（介護保険法（平成 9年法律第 123号）第 8条第25項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。）及び特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第 133号）第20条の 5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）（以下「病院等」という。）の 3施設の整備・運営を 1に掲げる譲渡の理念に沿って行うことにより、地域における「医療・福祉の複合エリア」となるような提案をしてください。

3　譲渡物件の概要等

(1) 病院概要

ア　名称　　名古屋市立西部医療センター城西病院（以下「城西病院」という。）

イ　所在地　　名古屋市中村区北畑町 4丁目 1番地

ウ　許可病床数　一般病床 305床

(2) 譲渡可能な病床数

一般病床 120床

(3) 譲渡資産

ア　土地

所　在　地　番		面　積	地　目
1	名古屋市中村区北畑町四丁目 1番	9,915.15㎡	宅　地
2	名古屋市中村区牛田通一丁目 1番 1	4,337.85㎡	宅　地
3	名古屋市中村区京田町三丁目60番	1,621.46㎡	宅　地
計		15,874.46㎡	

イ　建物

建物区分		構造等	建設時期	延床面積（㎡）	耐震診断評価※ 1
1	南病棟（西側）	鉄筋コンクリート造地上 3階建	昭和32年	1,657.66	Ⅱ－2
2	旧外来棟	鉄筋コンクリート造地上 2階建	昭和36年	1,082.04	Ⅱ－1
3	南病棟（東側）	鉄筋コンクリート造地上 3階建	昭和42年	1,980.21	Ⅱ－2
4	中央棟	鉄筋コンクリート造地上 3階建	昭和42年	2,019.09	Ⅱ－1
5	東棟	鉄筋コンクリート造地上 2階建	昭和42年	1,818.72	Ⅱ－1
6	管理診療棟	鉄骨・鉄筋コンクリート造地上 3階・地下 1階建	昭和56年	3,183.57	※ 2
7	北病棟	鉄骨・鉄筋コンクリート造地上 3階・地下 1階	昭和61年	4,412.63	
8	看護師宿舎	鉄筋コンクリート造地上 3階建	昭和48年	1,491.46	
9	院内保育所	鉄筋コンクリート造地上 1階建	昭和59年	114.01	
10	カルテ庫等	―	―	315.22	―
計				18,074.61	

※ 1　耐震診断評価Ⅱ－1:建築基準法の現行耐震基準程度の性能を満たさず、耐震対策の検討が必要

耐震診断評価Ⅱ－2:建築基準法の現行耐震基準程度の性能を満たさず、優先的に耐震対策の検討が必要

※ 2　設計時期等から現行の耐震基準上問題なし

ウ　主な医療機器等

医　療　機　器　等		取　得　年　月
1	磁気共鳴断層診断装置	平成15年 1月
2	全身用Ｘ線コンピュータ断層診断装置	平成14年 1月
3	Ｘ線一般撮影装置	平成10年 1月
4	高圧蒸気滅菌装置	平成 9年 8月
5	結石破砕装置	平成 8年10月
6	超音波白内障手術装置	平成 8年10月
7	Ｘ線一般撮影装置	平成 6年11月

(4) 土地について

ア　取扱い

原則として、平成23年 4月 1日に土地全体の売却とします。ただし、病院用地に限り貸付けも可能とします。

(ｱ) 貸付形態

借地借家法（平成 3年法律第90号）第23条第 2項に定める事業用定期借地権を設定し、貸付けることとします。

(ｲ) 貸付期間

平成23年 4月 1日から10年間とします。

(ｳ) その他

a　貸付期間内においても、売却することも可能とします。

b　病院用地であっても、他の施設との合築等、病院単独の用地でない場合は、貸付けを不可とします。

イ　売却価額

売却価額は、不動産鑑定士の鑑定評価に基づき、名古屋市（以下「市」という。）の所定手続により売却価額を決定するため、平成22年 6月21

日頃に提示することとします。

ただし、提示する売却価額は、平成23年 4月 1日に土地全体を売却する価額となります。

土地の一部を購入する等の場合は、市において再度、不動産鑑定士による鑑定評価を行い、市の所定手続により売却価額を決定することとします。この場合に係る売却価額の変動による危険負担及び再鑑定等の費用は譲渡先の負担とします。

ウ　貸付料

貸付料は、譲渡先が提案した条件で、市において不動産鑑定士による鑑定評価を行い、貸付料を決定することとします。この場合に係る貸付料の変動による危険負担及び鑑定等の費用は譲渡先の負担とします。

エ　土壌汚染

病院等の整備に伴う土壌汚染調査及び土壌汚染に対する措置は譲渡先が行うこととし、その費用については市が負担することとします。

ただし、市の負担する範囲及び額については、譲渡先が提案する病院等の整備の内容等を考慮し、市と譲渡先の双方で事前に協議を行い、定めるものとします。

オ　用途制限等

(ｱ) 売却の場合

a　8(1)、(2)、(3)の譲渡の条件のいずれかに係る基本協定又は契約の内容に違反した場合は売却価額の 3割相当額の違約金を徴することができることとします。

b　平成23年 4月 1日から10年間は、転売を禁止します。ただし、市と協議を行い、了承を得られた場合については可能とします。

(ｲ) 貸付けの場合

a　8(1) の譲渡の条件に係る基本協定又は契約の内容に違反した場合は、平成23年 4月 1日からの貸付料の10年分に相当する額の 3割相当額の違約金を徴することができることとします。

b　8(1) の譲渡の条件に係る基本協定又は契約の内容に違反した場合のほか、病院の継続が不可能と認められる場合は、譲渡先に対し

て、譲渡先の負担で建物等を撤去し、用地の返還を求めることができることとします。

カ　その他

平成23年 4月 1日の現状をもって引き渡すこととします。

(5) 建物について

ア　取扱い

建物のすべての所有権を譲渡し、管理診療棟及び北病棟については、売却することとします。

イ　売却価額

売却価額は、不動産鑑定士の鑑定評価に基づき、市の所定手続により売却価額を決定するため、平成22年 6月21日頃に提示することとします。

ウ　その他

平成23年 4月 1日の現状をもって引き渡し、市は瑕疵担保責任を一切負わないこととします。

(6) 医療機器等について

ア　取扱い

譲渡希望の品目について、市と譲渡先の双方で協議を行い、必要に応じて適正な評価額にて売却することとします。

イ　その他

平成23年 4月 1日の現状をもって引き渡し、市は瑕疵担保責任を一切負わないこととします。

4　譲渡予定時期

平成23年 4月 1日

5　応募者の資格

次のうち、いずれかとします。なお、同時に複数の応募者となることは不可とします。

(1) 単独の応募

平成22年 4月 1日現在、愛知県内において過去 5年にわたり経営実績が

ある病院の開設者（営利企業及び個人を除く。）のうち、介護老人保健施設及び特別養護老人ホームを開設できる者

(2) グループでの応募

次に掲げる者のうち、アの者を代表者としたグループで応募できることとします。なお、代表者が病院を引き継ぐこととします。

ア　平成22年 4月 1日現在、愛知県内において過去 5年にわたり経営実績がある病院の開設者（営利企業及び個人を除く。）

イ　介護老人保健施設を開設できる者

ウ　特別養護老人ホームを開設できる者

6　グループ編成に係る情報提供について

病院等の 3施設を整備・運営する提案をして頂きますが、病院等の 3施設のうち 1施設又は 2施設の整備・運営を行いたい事業者に、他の施設の整備・運営を行いたい事業者の情報提供を行います。

7　応募者の欠格事項

次のいずれかに該当する者は応募者となることができないこととします。

(1) 破産者で復権を得ない者

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4第 2項各号の規定のいずれかに該当する事実があった後 3年を経過しない者

(3) 民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者

(4) 名古屋市病院局指名停止要綱（平成20年 4月 1日病院局長決裁）に基づく指名停止の措置を受けている者

(5) 法人税、消費税及び地方消費税、市町村民税又は固定資産税を滞納している者

(6) 労働基準法(昭和22年法律第49号)等の労働関係法令の違反により公訴、送検又は命令等の行政処分（是正勧告等の行政指導を除く。）を受けてから 1年を経過しない者

(7) 名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書

（平成20年 1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置対象法人等である者

(8) 名古屋市立西部医療センター城西病院の譲渡先の選定の手続に関する要綱（平成22年 5月26日病院局長決裁）第 6条に規定する名古屋市立西部医療センター城西病院譲渡先選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員が役員の職にある者

(9) 5(1)及び 5(2)イに掲げる者においては、介護保険法第94条第 3項の規定により介護老人保健施設の許可を受けられない者

(10) 5(1)及び 5(2)ウに掲げる者においては、介護保険法第86条第 2項の規定により指定介護老人福祉施設の指定を受けられない者

8 譲渡の条件

(1) 病院（20床以上）を運営すること

ア 現地において平成23年 4月 1日から運営を開始すること

イ 譲渡可能な病床数である 120床程度が望ましいが、それ以外の提案も可能

ウ 長期間（少なくとも10年以上）安定的、持続的に医療を提供すること

エ 高齢者にやさしく、地域の医療需要に対応した診療機能を有すること

オ 引き続き受診を希望する患者は、できる限り引き継ぐこと

(2) 介護老人保健施設及び特別養護老人ホームを整備・運営すること

ア 現地において、平成27年 3月31日までに運営を開始すること

イ 各施設の定員は 100人程度とし、 120人を上限とすること

ウ 安定的・持続的な介護サービスの提供に努めること

エ 特別養護老人ホームの施設の構造は、ユニット型とすること

オ 整備に当たっては、各施設の名古屋市健康福祉局所管課と十分に調整を行うこと

(3) 病院等以外の施設（以下「その他施設」という。）を整備・運営する場合については、高齢者にやさしく、地域の方々が利用しやすい施設であること

(4) 保健・医療・福祉施策をはじめ、市の各種施策への協力に努力すること

(5) 地域の医療機関や福祉施設と連携を密にすること

(6) 城西病院で勤務している職員のうち、市の職員を退職して譲渡先へ再就職を希望する職員の採用については、できる限り配慮すること

(7) 介護老人保健施設及び特別養護老人ホームの運営が開始するまでの期間においては、施設整備の進捗状況等を必要に応じて市に報告すること

(8) 譲渡先は病院等の整備・運営など、事業を進めるに当たり、関連する法令等を遵守すること

9　募集及び選定等のスケジュール

(1) 募集要項の配付	平成22年 6月11日（金）～ 7月 9日（金）
(2) 応募希望者情報の提供期間	平成22年 6月11日（金）～ 7月 9日（金）
(3) 現地説明会の参加申込期間	平成22年 6月11日（金）～ 6月24日（木）
(4) 質問の受付期間	平成22年 6月11日（金）～ 6月30日（水）
(5) 土地の売却価額等の提示	平成22年 6月21日（月）頃
(6) 現地説明会の開催	平成22年 6月28日（月）
（質問への回答（第 1回）	6月18日（金）受付分まで）
(7) 質問への回答（第 2回）	平成22年 7月 5日（月）頃
(8) 事前登録申請書の提出期間	平成22年 7月 5日（月）～ 7月 9日（金）
(9) 応募書類の提出期間	平成22年 8月 2日（月）～ 8月 6日（金）
(10) 選定委員会の開催	平成22年 8月下旬頃
(11) 選定結果の通知	平成22年 8月下旬頃
(12) 基本協定の締結	平成22年 9月頃
(13) 契約の締結	平成23年 3月31日まで

※　募集要項の配付時間及び応募書類等の受付時間は、いずれも午前 8時45分から午後 5時15分まで（正午から午後 0時45分まで、土曜日及び日曜日を除く。）

10　募集要項の配付

(1) 配付期間

平成22年 6月11日（金）から平成22年 7月 9日（金）まで

(2) 配付場所

19の事務局（以下「事務局」という。）

※　募集要項の内容については、市ウェブサイトにも掲載します。

11　質問の受付及び回答

(1) 質問者の資格

応募者の資格を有し、かつ、応募者の欠格事項に該当していない者

(2) 質問の方法等

募集要項に定める質問書を持参、ＦＡＸ又は電子メールにより事務局に提出してください。

(3) 受付期間

平成22年 6月11日（金）から平成22年 6月30日（水）まで

(4) 回答

ア　第 1回

平成22年 6月28日（月）の現地説明会において、平成22年 6月18日（金）までに受け付けた質問書について文書にて回答します。また、後日に市ウェブサイトに掲載します。

イ　第 2回

平成22年 7月 5日（月）頃に市ウェブサイトにて回答します。

(5) その他

ＦＡＸ又は電子メールによる質問書の送信については、事務局へ着信の確認を行ってください。発生したトラブルに関しては、市は一切責任を負わないこととします。

12　現地説明会

(1) 開催日時

平成22年 6月28日（月）午後 2時から

(2) 開催場所

城西病院　南病棟 3階カンファレンスルーム

(3) 現地説明会の参加資格

応募者の資格を有し、かつ、応募者の欠格事項に該当していない者

(4) 申し込み方法等

募集要項に定める参加申込書を持参、ＦＡＸ又は電子メールにより事務局に提出してください。（各申込者につき 2名までの参加とします。）

(5) 受付期間

平成22年 6月11日（金）から平成22年 6月24日（木）まで

(6) その他

ア　募集要項等事前に配付する資料は、当日配付を行いませんので、持参してください。

イ　ＦＡＸ又は電子メールによる申込書の送信については、事務局へ着信の確認を行ってください。発生したトラブルに関しては、市は一切責任を負わないこととします。

13　事前登録

譲渡先の応募に申し込むためには、事前登録が必要です。

(1) 事前登録申請者の資格

応募者の資格を有し、かつ、応募者の欠格事項に該当していない者

(2) 事前登録の方法

募集要項に定める申請書を必ず持参により事務局に提出してください。

(3) 提出期間

平成22年 7月 5日（月）から平成22年 7月 9日（金）まで

14　応募申込

(1) 応募者の資格

事前登録がされている者

(2) 応募申込の方法等

募集要項に定める応募書類を必ず持参により事務局に提出してください。

(3) 提出期間

平成22年 8月 2日（月）から平成22年 8月 6日（金）まで

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とします。

ア　応募書類を提出期限内に提出しない者

イ　応募書類に虚偽の記載をした者

ウ　本要項に違反する応募を行う者

エ　その他選定に影響を与える不正行為を行った者

(5) 留意事項

ア　応募者は、募集要項の記載内容を承諾した上で応募書類を提出してください。

イ　1応募者につき、提案は 1案とし、複数の提案はできません。

ウ　応募書類の内容を提出期限後に変更することはできません。

エ　市が必要と認める場合は、追加資料の提出を依頼することがあります。

オ　応募書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）にて申し出てください。

カ　応募に関して必要となる一切の費用は、応募者の負担とします。

キ　提出された書類は理由の如何に関わらず返却しません。

ク　提出された書類は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）に基づく情報公開請求の対象となるほか、市が必要と認める場合は全部又は一部を公表することがあります。

15　譲渡先の決定の手続き

(1) 譲渡先の候補者の選定

ア　選定委員会により、公募型プロポーザル方式により譲渡先の候補者及び次点候補者を選定します。

「17　選定基準」に掲げる選定基準に基づいて、総合的に評価し、その得点に応じて最上位の法人等を譲渡先の候補者、次順位の法人等を次点候補者とします。

なお、180点を最低基準点とし、総得点を、評価を行った者の人数で除した得た点数（平均点）が最低基準点に満たない法人等は、譲渡先の候補者等として選定しません。

イ　選定に当たってはプレゼンテーション及びヒアリングを行います。

（日程等は後日連絡します。）

ウ　候補者は市との優先交渉権を有しますが、交渉の過程において協議が成立しない場合、その他候補者を譲渡先とすることが困難となる事情が生じた場合は、市は次点候補者と協議を行います。

エ　選定委員会の開催日については、後日応募者へ通知します。

(2) 選定結果の通知及び公表

選定結果は、応募者全員に文書で通知します。

また、市ウェブサイトへの掲載等により公表します。

(3) 譲渡先の決定

選定委員会の選定結果を踏まえ、病院局長が決定します。

16　選定委員会の構成　（50音順・敬称略）

氏　　名	役　　職　　等
伊藤知敬	（社）名古屋市医師会理事
坂口美穂	日本公認会計士協会東海会会員
清水　稔	中村区区政協力委員協議会議長
下郷　宏	（社）愛知県病院協会副会長
長岩嘉文	日本福祉大学中央福祉専門学校校長
古田　榮	名古屋市病院局管理部長
三芳研二	名古屋市病院局次長

17　選定基準

施設名等	評価項目	評価の視点	配点
全体	提案内容	・ 譲渡の理念に合致した「医療・福祉の複合エリア」となる理念や計画内容となっているか。 ・ 各施設の配置や整備スケジュールが実行性のある計画となっているか。 ・ 各施設の運営法人や病院、介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、その他施設間の連携や協	

		力体制がとれるか。 ・ 土地（病院用地）を購入する予定であるか。 ・ 保健・医療・福祉等の市政への協力について、適切な計画・予定があるか。 ・ 地域医療機関や福祉施設との連携がとれるか。 ・ 地域に開かれた施設運営を行う計画・予定があるか。	100
病　院	譲渡先としての適性	・ 病院の運営について経験･実績が十分にあるか。 ・ 現在の法人等と病院の経営基盤や経営状況は良好であるか。	30
	診　療機　能	・ 地域の医療需要に対応した病床規模が確保されているか。 ・ 高齢者にやさしく、地域の医療需要に対応した診療機能・診療科目・診療日・診療時間、患者サービスが確保されているか。 ・ 引き続き受診を希望する患者に配慮されているか。	35
	組　織体　制	・ 医師、看護師及びその他スタッフの人員確保策や体制が十分であるか。 ・ 組織、危機管理、防災管理、個人情報管理、人材の研修などの体制が十分であるか。 ・ 譲渡先へ再就職を希望する職員に配慮されているか。	25
	収　支計画等	・ 長期間安定的・継続的な医療の提供ができるような適切・良好な収支・資金計画であるか。	10
介護老人保健施　設	譲渡先としての適性	・ 介護老人保健施設の運営について経験・実績が十分にあるか。 ・ 現在の法人等と介護老人保健施設の経営基盤や経営状況は良好であるか。	20
	介　護	・ 施設構造がユニット型や個室割合が高くなって	

	機　能	いるか。 ・ 入所者の意思及び人格を尊重し、その者の立場に立ってサービスを提供するように努めているか。 ・ 医療的ケアを必要とする入所者への対応に配慮されているか。 ・ 通所リハビリなど利用者サービスが十分であるか。	20
	組　織 体　制	・ 組織、危機管理、防災管理、個人情報管理、人材の研修などの体制が十分であるか。	5
	収　支 計画等	・ 安定的・継続的な介護サービスの提供ができるような適切・良好な収支・資金計画であるか。	5
特別養護老人ホーム	譲渡先としての適性	・ 特別養護老人ホームの運営について経験・実績が十分にあるか。 ・ 現在の法人等と特別養護老人ホームの経営基盤や経営状況は良好であるか。	20
	介　護 機　能	・ 入所者の意思及び人格を尊重し、その者の立場に立ってサービスを提供するように努めているか。 ・ 医療的ケアを必要とする入所者への対応に配慮されているか。 ・ 短期入所など利用者サービスが十分であるか。	20
	組　織 体　制	・ 組織、危機管理、防災管理、個人情報管理、人材の研修などの体制が十分であるか。	5
	収　支 計画等	・ 安定的・継続的な介護サービスの提供ができるような適切・良好な収支・資金計画であるか。	5
合計			300

18　契約等の締結

(1) 基本協定

譲渡先の決定後、主な事項について基本協定を締結します。

ただし、市議会での議決が得られなかった場合は基本協定を解消します。このことによる責任を市は負わないこととします。

(2) 契約

資産の売却等を含め、譲渡に関する具体的な協議を実施した上で、平成23年 3月31日までに契約を締結します。

(3) 契約等に要する費用負担

契約等の締結に要する印紙等の費用は、譲渡先の負担とします。

(4) その他

ア　譲渡先は、自己の費用と責任において必要な準備行為を行うものとします。

イ　介護老人保健施設及び特別養護老人ホームについては、別途、設置運営予定の法人より、市の指示に従い、詳細な整備協議書等を提出していただくことになります。

19　事務局

名古屋市病院局管理部経営企画室（名古屋市役所西庁舎11階）

〒460-8508　名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号　052-972-3337

ＦＡＸ番号　052-972-3381

電子メール　a3337@byoin.city.nagoya.lg.jp

市ウェブサイト　http://www.city.nagoya.jp/shisei/organization/byoin/

名古屋市病院局管理部経営企画室

名古屋市病院局告示第 3号

名古屋市立緑市民病院の指定管理者の公募

名古屋市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成22年名古屋市条例第27号）による改正後の名古屋市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年名古屋市条例第57号。以下「名古屋市病院事業の設置等に関する条例」という。）第12条第 1項の規定により、名古屋市立緑市民病院の指定管理者を次のとおり募集します。

平成22年 6月11日

名古屋市病院局長　　上　　田　　龍　　三

1　名古屋市立緑市民病院の指定管理者制度導入の理念

(1) 市立病院として地域密着型の総合的な病院の役割を継続

(2) 救急医療の充実等による医療サービスの向上及び経営改善

2　施設の概要

(1) 名称　　名古屋市立緑市民病院

(2) 所在地　　名古屋市緑区潮見が丘一丁目77番地

(3) 許可病床数　　一般病床 300床

(4) 敷地面積　　11,290.02㎡（名古屋市子ども青少年局への売却を予定している看護師宿舎用地を含む。）

(5) 延床面積　　17,465.10㎡

(6) 駐車場　　合計 198台（市有地駐車場 110台、借地駐車場（ 3箇所）88台）

3　指定管理者に行わせる管理の業務（以下「管理業務」という。）の範囲

(1) 診療、検診、健康診査その他の医療及び医療関連行為に関する業務

(2) 利用料金の収受に関する業務

(3) 手数料の徴収に関する業務

(4) 施設及び設備の維持管理、改修、改良及び新設等に関する業務

(5) 物品の維持管理、更新及び新規購入等に関する業務

(6) その他市が指定する業務

4　自主事業

事前に市の承認を得た場合、指定管理者は訪問看護事業、居宅介護事業等の自主事業を実施することができます。ただし、自主事業のために使用する部分の土地及び建物については、目的外使用の許可及び使用料が必要となり、当該事業の実施に係る費用はすべて指定管理者が負担することとします。

5　指定管理者の指定の予定期間

10年間（遅くとも平成24年 4月 1日までに管理運営を開始）

6　選定に参加する者に必要な資格

(1) 指定管理者指定の申請（応募）の資格

平成22年 4月 1日現在、愛知県内において過去 5年間にわたり経営実績がある病院（医療法（昭和23年法律第 205号）第 1条の 5第 1項に規定する病院をいう。）を開設している法人その他の団体（営利企業を除く。以下「法人等」という。）であって、次に掲げる欠格事項に該当しない者

(2) 欠格事項

ア　破産者で復権を得ない者

イ　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4第 2項各号の規定のいずれかに該当する事実があった後 3年を経過しない者

ウ　民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者

エ　名古屋市病院局指名停止要綱（平成20年 4月 1日病院局長決裁）に基づく指名停止の措置を受けている者

オ　法人税、消費税及び地方消費税、市町村民税又は固定資産税を滞納し

ている者

カ　地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2第11項の規定により名古屋市又は他の地方公共団体から指定の取消処分を受けてから 2年を経過しない者

キ　労働基準法（昭和22年法律第49号）等の労働関係法令の違反により公訴、送検又は命令等の行政処分（是正勧告等の行政指導を除く。）を受けてから 1年を経過しない者

ク　名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成20年 1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）に規定する排除措置対象法人等

ケ　名古屋市立緑市民病院の指定管理者の指定の手続等に関する規程（平成22年名古屋市病院局管理規程第20号）第 8条に規定する名古屋市立緑市民病院指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員が役員の職にある法人等

7　管理の基準

(1) 関係法令の遵守及び指定管理者制度導入の理念等に沿った管理運営

名古屋市立緑市民病院（以下「緑市民病院」という。）の管理運営に当たっては、地方自治法等の関係法令を遵守してください。

また、市立病院の役割、市の病院事業における緑市民病院の位置付け及び指定管理者制度導入の理念等を踏まえて、市民の平等利用を確保し、誠実かつ効果的に管理運営を行ってください。

(2) 診療時間

原則として、午前 9時から

(3) 休日

原則として、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日、 1月 2日、 1月 3日及び12月29日から12月31日まで

(4) 情報の保護、管理及び公開

指定管理者には、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第

41号）、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号）及び名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）により、情報の保護、管理及び公開に関する義務が課せられます。

(5) 第三者への業務の委託

書面により事前に市の承認を得た場合、指定管理に係る業務の一部について第三者への業務の委託（以下「再委託」という。）をすることができます。ただし、管理業務の全部又は主要な部分の再委託はできません。

(6) 安全管理

指定管理者には、医療事故・院内感染等を防止するための体制の整備及び対策の実施、医療事故・院内感染等の発生時の対応及び公表等並びに防犯・防災対策の実施及び非常時の危機管理体制の整備を行っていただくこととします。

8　管理業務に従事する者の配置の基準等

(1) 組織・体制の整備及び人員配置

医療法等の関係法令を遵守し、かつ、指定管理者制度導入の理念等に沿って、責任の所在が明確であり、効果的・効率的に管理運営を行うことができる組織及び体制を整備し、業務を適正に遂行するために必要な知識、技能及び経験を考慮して適正な数の人員を配置してください。

(2) 職員の資質・能力の向上

研修等を実施することにより、継続的に職員の資質や能力の向上に努めてください。

9　指定管理者の収入及び支出の項目

(1) 会計及び経理の原則

ア　指定管理者は、緑市民病院の管理運営に係る独立の会計を設け、緑市民病院の管理運営に関し発生するすべての収入及び支出を独立の銀行口座及び会計帳簿類によって管理し、当該会計に計上してください。

イ　指定管理者は、自らの収入をもって管理運営経費を賄うものとし、市は、指定管理者に生じた損失の補填を行いません。

(2) 指定管理者の収入

ア　利用料金

診療料、分べん介助料等の利用料金は、指定管理者の収入となります。

イ　市が指定管理者に対して支払うもの

(ｱ) 手数料徴収事務委託料

別途締結する手数料徴収事務委託契約に基づき、指定管理者には、文書料等の手数料を市に代わって徴収していただき、徴収金を市に納入していただきますが、市は、当該徴収金の額に相当する額の手数料徴収事務委託料を指定管理者に対して支払います。

(ｲ) 政策的医療交付金

救急医療、高度医療、特殊医療その他の政策的医療を実施するための費用の一部に充てていただくため、市は、政策的医療交付金を指定管理者に支払うことを考えております。

具体的な政策的医療交付金の額は、毎年度 2億円を上限として、指定管理者として実施する政策的医療の実施内容、交付金を必要とする理由、必要額及び積算根拠等の提案を受けて協議を行い、市の予算の定めるところにより、年度ごとに決定することとします。

(ｳ) 円滑な指定管理者制度導入のための交付金

市は、政策的医療交付金のほかに、指定期間の開始の初年度から 3年度目までの間に限り、円滑な指定管理者制度導入のための交付金を指定管理者に支払うことを考えております。

具体的な交付金の額は、次に示す上限額の範囲内で、指定管理者となる法人等から使途、交付金を必要とする理由、必要額及び積算根拠等の提案を受けて協議を行い、必要性等を精査した上で、市の予算の定めるところにより、年度ごとに決定することとします。

円滑な指定管理者制度導入のための交付金の上限額

交付年度	上　限　額
初 年 度	3 億円
2 年度目	初年度決定額の 2/3
3 年度目	初年度決定額の 1/3

ウ　自主事業に係る収入

事前に市の承認を得た上で、目的外使用の許可を受けて実施する自主事業に係る収入は、指定管理者の収入となります。

(3) 指定管理者の支出

市は、次のア及びイに示すものを除き、管理業務を実施するために使用する土地、建物、設備及び物品を指定管理者に無償で貸し付けます。

ア　指定管理者負担金

指定管理者には、指定管理者負担金として、次に示す額の合計額を市に支払っていただくこととします。

(ｱ) 市が取得した医療機器のうち、指定管理者が使用するものに係る毎年度の減価償却費の 2分の 1に相当する額

(ｲ) 市が加入する社団法人全国市有物件災害共済会建物総合損害共済の共済基金分担金に相当する額

イ　行政財産の目的外使用に係る使用料

指定管理者が使用する土地及び建物のうち、売店等の設置又は自主事業のために行政財産の目的外の使用をする部分については、行政財産の目的外使用の許可を受けた上で、使用料を市に支払っていただくことになります。

ウ　その他の管理運営経費等

給与費、材料費その他の管理運営経費のほか、10の管理業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲に基づく費用及び自主事業に係る費用は、指定管理者に支出していただくこととなります。

10　管理業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲

(1) 費用及び危険負担の基本的な考え方

費用及び危険負担の基本的な考え方は、次表のとおりとします。

項　目	内　　容	費用及び危険負担	
		市	指　定 管理者
法令等の変更	直接管理運営に関係するもの	○	
	上記以外の場合		○

事業の中止・延期	市の指示に基づき事業を中止・延期し、損害が発生したもの	○	
	上記以外の場合		○
許認可の遅延	事業の実施に必要な許認可取得の遅延・失効など（市が取得するもの）	○	
	上記以外の場合		○
性能	協定書に定めた要求水準不適合		○
セキュリティ	施設の管理・警備の不備によるもの		○
	情報の管理及び保護に関するもの		○
経営環境	経営環境の変動による収入・支出の増減		○
施設・設備の管理	日常的な維持管理、小規模な改修、改良及び新設等（１件 1,000 万円未満のもの）		○
	大規模な改修、改良及び新設等（１件 1,000 万円以上のもの）	○※	
	市の責に帰すべき事由による損傷	○	
	指定管理者の責に帰すべき事由による損傷		○
	現在の借地駐車場の賃借料	○	
物品の管理	日常的な維持管理、少額の更新及び新規購入等（１件 1,000 万円未満のもの）		○
	高額の更新及び新規購入等（１件 1,000 万円以上のもの）	○※	
	市の責に帰すべき事由による損傷	○	
	指定管理者の責に帰すべき事由による損傷		○
施設利用者への損害	市の責に帰すべき事由による場合	○	
	指定管理者の責に帰すべき事由による場合		○
周辺住民への損害	市の責に帰すべき事由による場合	○	
	指定管理者の責に帰すべき事由による場合		○
不可抗力への対応	自然災害等により、業務を変更、中止又は延期する場合	協議事項	
債務不履行	市に協定内容の不履行がある場合	○	
	指定管理者に業務及び協定内容の不履行がある場合		○

事業終了時の費用	指定期間の満了に伴う原状回復費用		○
業務引継ぎの費用	業務の引継ぎに係る費用		○

※　事前に指定管理者と市で協議を行い、市の予算の定めるところにより市の負担で実施することとします。ただし、指定管理者が、事前に市の承認を得て、自らの負担で実施することは可能とします。

(2) 損害賠償責任

ア　指定管理者の故意又は過失により、市又は第三者に損害を与えたと認められる場合は、指定管理者がその損害を賠償することとします。

イ　アにより発生した損害について、市が第三者に対し損害を賠償した場合は、市は当該賠償額及び賠償に伴い発生した費用を指定管理者に対して求償することとします。

ウ　指定管理者は、医療事故等賠償責任保険等に加入するなど、損害賠償責任の履行を確保するために必要な措置を講じてください。

11　指定管理者の指定に当たっての留意事項

(1) 業務の引継ぎ

(2) 職員採用に関する配慮

(3) 協議機関の設置

(4) 管理運営状況の点検及び評価

(5) 指示等に関する対応

(6) 監査に関する対応

(7) 指定の取消し等

ア　指定の取消し及び業務停止命令

病院局長は、指定管理者が市の行う指示に従わないときなどには、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができます。

イ　違約金等

病院局長が指定の取消し又は業務停止命令を行った場合は、指定管理者は当該年度の政策的医療交付金及び円滑な指定管理者制度導入のため

の交付金の全部又は一部を返還するとともに、あらかじめ協定書において定めた額を違約金として市に納付するものとし、指定管理者に損害、損失又は増加費用が生じたとしても市はこれを負担しないものとします。

ウ　指定管理者から指定の取消しを求める場合の措置

自己の理由により指定管理者側から指定の取消しを求める場合は、2年以上の猶予をもって申し出、市と協議することとします。この場合、指定の取消しにより市に生じた損害は、指定管理者が賠償することとします。

12　募集要項等の配付から候補者の選定までのスケジュール

(1) 募集要項等の配付　　平成22年 6月11日（金）～ 7月 9日（金）

(2) 質問の受付　　平成22年 6月11日（金）～ 6月25日（金）

(3) 現地説明会　　平成22年 6月21日（月）

（質問への回答（第 1回）　6月17日（木）受付分まで）

(4) 質問への回答（第 2回）　平成22年 7月 5日（月）

(5) 事前登録　　平成22年 7月 5日（月）～ 7月 9日（金）

(6) 申請（応募）　　平成22年 7月26日（月）～ 7月30日（金）

(7) 選定委員会による選定　　平成22年 8月下旬頃

(8) 選定結果の通知　　平成22年 8月下旬頃

※　募集要項等の配付時間及び申請等の受付時間は、いずれも午前 8時45分から午後 5時15分まで（正午から午後 0時45分まで、土曜日及び日曜日を除く。）です。

13　募集要項等の配付

(1) 配付期間

平成22年 6月11日（金）から平成22年 7月 9日（金）まで

(2) 配付場所

23の事務局（以下「事務局」という。）

※　募集要項等の内容については、市ウェブサイトにも掲載します。

14　質問の受付及び回答

(1) 質問者の資格

選定に参加する者に必要な資格を満たしている法人等

(2) 質問の方法等

募集要項に定める質問書を持参、ＦＡＸ又は電子メールにより受付期間内に事務局に提出してください。

(3) 受付期間

平成22年 6月11日（金）から平成22年 6月25日（金）まで

(4) 回答

ア　第 1回　平成22年 6月21日（月）の現地説明会において、回答を掲載した文書を配付します。また、後日、市ウェブサイトにも掲載します。

イ　第 2回　平成22年 7月 5日（月）までに市ウェブサイトに回答を掲載します。

15　現地説明会

(1) 開催日時

平成22年 6月21日（月）午後 2時

(2) 開催場所

緑市民病院　南館 6階　会議室

(3) 現地説明会の参加資格

選定に参加する者に必要な資格を満たしている法人等

(4) 参加申込みの方法等

募集要項に定める参加申込書を持参、ＦＡＸ又は電子メールにより受付期間内に事務局に提出してください。（各法人等につき 2名までの参加とします。）

(5) 受付期間

平成22年 6月11日（金）から平成22年 6月18日（金）まで

16　事前登録

指定管理者指定の申請（応募）をするためには、事前登録が必要です。

(1) 事前登録申請者の資格

選定に参加する者に必要な資格を満たしている法人等

(2) 事前登録申請の方法

募集要項に定める事前登録申請書を必ず持参により提出期間内に事務局に提出してください。

(3) 提出期間

平成22年 7月 5日（月）から平成22年 7月 9日（金）まで

17　指定管理者指定の申請（応募）

(1) 指定管理者指定の申請（応募）の資格

事前登録がされている法人等

(2) 指定管理者指定の申請（応募）の方法

募集要項に定める申請書類を必ず持参により提出期間内に事務局に提出してください。

(3) 提出期間

平成22年 7月26日（月）から平成22年 7月30日（金）まで

18　失格事項

次のいずれかに該当する法人等は、指定管理者指定の申請（応募）の資格を失うものとします。

(1) 申請書類を提出期限内に提出しない者

(2) 申請書類に虚偽の記載をした者

(3) 本要項に違反する応募を行う者

(4) 選定委員会委員、本市職員その他の関係者に対し、金銭、物品その他の財産上の利益の供与、申込み又は約束を行うなど、指定管理者の指定の手続に関し不正行為を行った者

(5) その他指定管理者の指定の手続に関し不当な行為その他市民の疑惑や不信を招く行為を行った者であって、指定管理者に指定することが適当でないと病院局長が認めるもの

19　申請に当たっての主な留意事項（詳細については、募集要項参照）

(1) 指定管理者指定の申請（応募）及び提案は、一つの法人等につき一つとし、複数の申請（応募）や複数の提案はできません。また、グループでの指定管理者指定の申請（応募）はできません。

(2) 指定管理者指定の申請（応募）に関する一切の費用は、法人等の負担とします。

(3) 緑市民病院の指定管理者募集に関し市が提供する資料は、指定管理者指定の申請（応募）に関する検討以外の目的で使用することを禁じます。

(4) 指定管理者指定の申請（応募）をしようとする法人等及び申請書類を提出した法人等が、指定管理者の候補者等の選定に関して選定委員会の委員長、副委員長又は委員に接触することを禁じます。接触の事実が認められた場合には、18の失格事項に該当すると判断されることがあります。

20　候補者等の選定

(1) 選定委員会において、選定基準に基づき、公募型プロポーザル方式（公募に応じた法人等から提出された事業計画書等の評価を通じて緑市民病院の管理運営に適した法人等を選定する方式）により指定管理者の候補者及び次点候補者（以下「候補者等」という。）を選定します。

(2) 選定委員会の構成　　（50 音順・敬称略）

氏　　名	役　　職　　等
坂　口　美　穂	日本公認会計士協会東海会会員
信　藤　康　夫	緑区区政協力委員協議会議長
中　條　千　幸	（社）愛知県病院協会常務理事
西　村　賢　司	（社）名古屋市医師会理事
古　田　　榮	名古屋市病院局管理部長
三　芳　研　二	名古屋市病院局次長

ただし、委員と利害関係のある法人等が応募した場合は、当該委員を選定委員会から除きます。

(3) 選定方法

次に示す選定基準により総合的に評価し、その得点に応じて最上位の法人等を指定管理者の候補者、次順位の法人等を次点候補者とします。

なお、180 点を最低基準点とし、総得点を、評価者の人数で除して得た点数（平均点）が最低基準点に満たない法人等は、指定管理者の候補者等として選定しません。

(4) 選定基準

大項目	小項目	配点
指定管理者としての適性	１．理念、基本方針及び熱意 ２．人的基盤及び財政基盤 ３．経営実績等	65 点
医療機能等	４．病床規模 ５．標榜診療科及び医療内容 ６．外来診療 ７．入院診療 ８．救急医療 ９．市立病院としての役割 １０．地域医療の質の向上等	120 点
管理運営体制等	１１．管理運営体制等 １２．医師、看護師等の確保 １３．管理業務の開始に向けた準備等 １４．患者等の満足度の向上	65 点
収支計画等	１５．収支計画 １６．政策的医療交付金等	50 点
合計		300 点

(5) プレゼンテーション及びヒアリング

選定に当たっては、プレゼンテーション及びヒアリングを実施します。

(6) 選定結果の通知及び公表

選定結果は、指定管理者指定の申請（応募）をしたすべての法人等に対して郵送により通知するとともに、市ウェブサイトに掲載して公表します。

21　指定管理者の指定

(1) 選定委員会において選定された候補者との間で、提出された事業計画書等を参考にして管理業務の具体的内容等についての協議を行い、協議が調った場合、地方自治法第 244条の 2第 6項の規定に基づき、名古屋市議会の議決を経た上で、指定管理者を指定します。

(2) 名古屋市議会の議決を受けた後、指定管理者の指定を受けた法人等には、指定についての通知を送付します。

(3) 議会において指定管理者の指定の議決が得られなかった場合には、指定管理者に指定できません。

(4) 議会において指定管理者の指定の議決が得られなかった場合又は法人等の事情により指定期間の開始日までに管理運営ができなくなった場合、法人等が指定管理者指定の申請（応募）に関して負担した費用及び管理運営の準備のために負担した費用について、市が補償することはありません。

(5) 指定管理者の指定を受けた法人等が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合、管理運営を開始するまでの間に指定管理者としての業務の履行が確実でないと見込まれることとなった場合、著しく社会的信用を失うに至った場合その他指定管理者としてふさわしくないと認められる場合は、指定を取り消すことがあります。

(6) 候補者として選定した法人等が提出した申請書類の内容に虚偽があることが判明した場合、協議が調わない場合その他選定した法人等を候補者とすることができなくなった場合は、原則として、次点候補者と協議を行い、候補者とします。

22　協定の締結

市は、指定管理者と次に示す事項について協議を行い、協定を締結するものとします。協定は、指定期間全体にわたり効力を有する基本協定と、年度ごとに締結する年度協定の 2種類とします。

(1) 基本協定

ア　指定期間

イ　管理業務の具体的内容

ウ　管理業務に従事させる者の職種、人数及び職務の内容

エ　指定管理者の収入及び支出の項目

オ　管理業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲

カ　管理業務を通じて取得した個人情報の保護のために講じる措置の内容

キ　緑市民病院の利用者の苦情解決の措置の概要

ク　緊急時等における対応方法

ケ　その他病院局長が必要と認める事項

(2) 年度協定

ア　当該年度の管理業務の具体的内容

イ　当該年度に市が指定管理者に対して支払う政策的医療交付金等の額

ウ　当該年度に指定管理者が市に対して支払う指定管理者負担金等の額

エ　その他病院局長が必要と認める事項

23　事務局

名古屋市病院局管理部経営企画室

（名古屋市役所西庁舎11階）

〒460-8508　名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号　052-972-3337

ＦＡＸ番号　052-972-3381

市ウェブサイト　http://www.city.nagoya.jp/shisei/organization/byoin/

電子メール　a3337@byoin.city.nagoya.lg.jp

なお、電子メールの場合は、件名に必ず「指定管理者」という語を含めてください。

名古屋市病院局管理部経営企画室

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の廃止の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 5項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出がなされましたので、同条第 6項の規定により次のとおり公告します。

平成22年 6月 9日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

大鳥居ビル

名古屋市中村区鳥居西通一丁目 1番地

2　大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

4,388平方メートル

3　大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0平方メートル

4　大規模小売店舗内の店舗面積の合計が 1,000平方メートル以下となる日

平成22年 5月31日

5　廃止する理由

店舗閉鎖のため

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

平成22年度愛知県排水設備工事責任技術者試験等公告

平成22年度排水設備工事責任技術者試験、排水設備工事責任技術者試験受験講習及び排水設備工事責任技術者更新講習を次のように実施するので、名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第22条第 2項の規定により公告します。

平成22年 6月 9日

名古屋市上下水道局長　　三　宅　　勝

1　愛知県排水設備工事責任技術者試験

(1) 試験の日時

平成22年11月30日（火）　午後 1時30分から午後 3時30分まで

(2) 試験の場所

名古屋国際会議場（イベントホール）

名古屋市熱田区熱田西町 1番 1号

(3) 試験の方法

筆記試験（マークシート方式）として実施します。

(4) 試験の受験資格

次のアからエまでのいずれかに該当する者

ただし、次のオ又はカに該当する者は、試験を受けることはできません。

ア　高等学校の土木工学科又はこれに相当する課程を修了して卒業した者

イ　高等学校を卒業した者で、試験日現在において、排水設備工事等の設計又は施工に関し、 1年以上の実務経験を有する者

ウ　試験日現在において、排水設備工事等の設計又は施工に関し、 2年以上の実務経験を有する者

エ　上記アからウに掲げる者に準ずる者として別に定める者

オ　成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権していない者

カ　不正行為等によって試験の合格を取り消され､その取り消しの日から

2年を経過していない者

(5) 試験の申込み

ア　申込書の配布期間

平成22年 7月 5日（月）から平成22年 7月30日（金）まで（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）の午前 8時45分から午後 5時15分まで。

郵送による配布は、行いません。

イ　申込書の受付期間

平成22年 7月 5日（月）から平成22年 7月30日（金）まで（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）の午前 8時45分から午後 5時15分まで。

郵送による受付は、行いません。

ウ　申込書の配布及び受付の場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課（名古屋市役所西庁舎 7階）

(6) 受験手数料

8,000円

2　愛知県排水設備工事責任技術者試験受験講習

(1) 講習の日時

平成22年 9月16日（木）　午前10時20分から午後 4時まで

(2) 講習の場所

名古屋国際会議場（白鳥ホール）

名古屋市熱田区熱田西町 1番 1号

(3) 受講の申込み

試験の申込みと同様です。試験と受験講習は同時にお申込みください。

(4) 受講手数料

6,000円

3　愛知県排水設備工事責任技術者更新講習

(1) 更新講習の日時及び場所

ア　平成22年10月29日（金）

岡崎市シビックセンター

岡崎市羽根町字貴登野15番地

イ　平成22年11月16日（火）

名古屋市東文化小劇場

名古屋市東区大幸南一丁目 1番10号

ア及びイのいずれも午前の部（午前10時30分から午後 0時30分）または午後の部（午後 2時30分から午後 4時30分）があり、受講日時・会場は実施機関が指定します。

(2) 更新講習の対象者

平成17年度　愛知県排水設備工事責任技術者試験　合格者

平成17年度　愛知県排水設備工事責任技術者更新講習　修了者

この講習を受講されない場合は、被登録資格は失効します。

(3) 受講の申込み

ア　申込書の配布

平成22年 8月中旬に対象者に直接送付します。

イ　申込書の受付

平成22年 8月10日（火）から平成22年 9月13日（月）までに次の送付先へ郵送（当日消印有効）または持参してください。

持参の場合、平成22年 8月10日（火）から平成22年 9月13日（月）まで（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）の午前 8時45分から午後 5時15分まで。

ウ　送付先

郵便番号 460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課（名古屋市役所西庁舎 7階）

(4) 受講手数料

6,000円

４　上記１から３の実施機関及び問い合わせ先

(1) 実施機関

日本下水道協会愛知県支部

(2) 問い合わせ先

名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課

電話（052）972-3736

名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課

水道料金等の還付に関する書類の交付公告（公示送達）

下記の書類は送達不能のため、名古屋市上下水道局長がこれを保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

平成22年 6月10日

名古屋市上下水道局長　　三宅　　勝

記

1　書類名　水道料金／下水道使用料　還付通知書

2　年次　平成２２年

3　送達を受ける者の氏名及び従来の住所等

装置住所／使用者名	科　目　名	水道料金	下水道使用料	合計金額
（名古屋市千種区）				
千種区吹上一丁目 4－10 山田　久男	給水収益	2,740	2,083	4,823
千種区月ヶ丘 1丁目 2－44 丹羽　政勝	給水収益	1,480	1,176	2,656
千種区今池南 4－ 5 ａｃｅｒ　5Ｅ 後藤　基彦	給水収益	1,480	1,176	2,656
千種区今池南 4－ 5 ａｃｅｒ　5Ｅ 後藤　基彦	給水収益	740	588	1,328

千種区東山通 2丁目 8 ＳＴＵＤＩＯ　ＮＡＮＢＵ 柿本　真由美	給水収益	1,638	1,289	2,927
千種区本山町 4丁目 61 ハイネス本山 201 渡邊　綾	給水収益	1,528	1,155	2,683
千種区汁谷町 15－ 1 第 2加納ハイツ 1Ｆ－Ｅ 郡市　かおり	給水収益	1,480	1,176	2,656
千種区今池南 4－ 5 ａｃｅｒ　4Ｅ 久保田　大介	給水収益	740	588	1,328
千種区井上町 50－ 1 コージープレイス星が丘 705 高尾　茂	給水収益	1,480	1,176	2,656
千種区日進通 4丁目 31 ビラソーレビル 1Ｆ－Ｅ 鬼頭　貞雄	給水収益	1,480	1,176	2,656
千種区高見二丁目 6－ 7 プライムメゾン高見 1202 金山　茂雄	給水収益	1,480	1,176	2,656
千種区東山元町 2丁目 69 パシフィックレジデンス東山元町 301 松原　義明	給水収益	1,480	1,176	2,656
千種区東山元町 5丁目 63－19 ジオステージ東山 206 東　芳宏	給水収益	1,480	1,176	2,656
（名古屋市東区）				

東区徳川一丁目 13－ 2 マスコットハウス　1Ｆ 有限会社　クレマ	給水収益	1,480	1,176	2,656
東区徳川一丁目 13－ 2 マスコットハウス　1Ｆ 有限会社　クレマ	給水収益	369	294	663
東区葵一丁目 13－24 プライムアーバン葵 603 中山　篤	給水収益	1,480	1,176	2,656
（名古屋市北区）				
北区安井一丁目 4－ 6 チェ　ホンラン	給水収益	740	588	1,328
北区安井一丁目 4－ 6 チェ　ホンラン	給水収益	740	588	1,328
（名古屋市西区）				
西区平出町 123 ロイヤル井戸田 101 高木　美希	給水収益	1,480	1,176	2,656
西区大野木四丁目 547 レオパレス大野木 207 藤原　君代	給水収益	1,109	882	1,991
西区庄内通 3 丁目 8－ 3 アベニュー庄内 203 瀬古　裕貴	給水収益	309	138	447
西区庄内通 3 丁目 8－ 3 アベニュー庄内 203 瀬古　裕貴	給水収益	1,480	1,176	2,656
西区則武新町三丁目 6－ 8 アルバ則武新町 404	給水収益	1,480	1,176	2,656

宮田　愛子				
西区庄内通 3 丁目 2 エルブ庄内通 701 村澤　沙織	給水収益	1,795	1,402	3,197
西区十方町 44－ 1 Ｔｒｉｎｉｔｙ 505 荒井　崇	給水収益	3,528	2,650	6,178
北名古屋市久地野河原 32－ 1 ファミリアン　パウチアーン	給水収益	1,480	0	1,480
西区枇杷島二丁目 1－15 クロサスレジデンス枇杷島 1002 江幡　俊行	給水収益	1,480	1,176	2,656
清須市清洲一丁目 7－ 8 アトウレ竹田 101 藤本　雅貴	給水収益	369	0	369
清須市清洲一丁目 7－ 8 アトウレ竹田 101 藤本　雅貴	給水収益	1,480	0	1,480
清須市清洲一丁目 7－ 8 アトウレ竹田 101 藤本　雅貴	給水収益	1,109	0	1,109
（名古屋市中村区）				
中村区黄金通 5 丁目 18 第 5 酒井グリーンハイツ 504 島袋　晃	給水収益	1,795	1,402	3,197
甚目寺町新居屋東大池 2－ 1 エル・クルーセ松浦 203	給水収益	1,480	0	1,480

カッパクリエート株式会社				
甚目寺町新居屋東大池 2－ 1 エル・クルーセ松浦 203 カッパクリエート株式会社	給水収益	1,480	0	1,480
中村区向島町 5 丁目 66－ 1 県営　向島住宅 2 棟 309 朱　宏飛	給水収益	1,375	1,176	2,551
中村区日比津町 4 丁目 1－ 9 ＣＡＳＡ中村 101 棚橋　亮介	給水収益	1,480	1,176	2,656
（名古屋市中区）				
中区大須四丁目 15－45 アーデン上前津 1001 高木田　典子	給水収益	1,480	1,176	2,656
中区栄五丁目 21－37 グランルージュ栄Ⅱ 708 平尾　知里	給水収益	371	294	665
中区栄五丁目 7－16 フェニックスレジデンス栄Ｅ 605 河内　真一	給水収益	1,480	1,176	2,656
中区松原二丁目 20－ 6 プリンスハイツ松原 201 藤和不動産流通サービス株式会社	給水収益	369	294	663
中区松原一丁目 14－23 グラン・アベニュー西大須 1301	給水収益	1,480	1,176	2,656

飯澤　達				
中区千代田一丁目 10－ 5 ｗｉｌｌ　Ｄｏ　千代田 406 中岡　倫規	給水収益	1,480	1,176	2,656
中区新栄二丁目 14－22 ドミール新栄 301 山口　味香	給水収益	369	294	663
（名古屋市昭和区）				
昭和区田面町 2 丁目 23 ハイツ田代 101 ＲＡＳＨＩＤ　ＭＯＨＡＭＭＡＤ	給水収益	1,480	1,176	2,656
昭和区高峯町 165－ 1 名古屋大学国際嚶鳴館Ａ 509 ＰＨＡ　Ｎｈｉａ	給水収益	1,480	1,176	2,656
昭和区高峯町 165－ 1 名古屋大学国際嚶鳴館Ａ 734 ＳＡＳＳＯＬＡＳ　Ｓｔｅｐｈａｎｉｅ	給水収益	1,480	1,176	2,656
昭和区鶴舞二丁目 7－10 グラシューズ鶴舞 701 宮尾　大樹	給水収益	1,480	1,176	2,656
昭和区鶴舞二丁目 7－10 グラシューズ鶴舞 701 宮尾　大樹	給水収益	1,480	1,176	2,656
昭和区鶴舞二丁目 7－10 グラシューズ鶴舞 701 宮尾　大樹	給水収益	1,480	1,176	2,656

昭和区高峯町 165－ 1 名古屋大学国際嚶鳴館Ｃ 207 ＮＩＣＨＯＬＬＳ Ｓｔｕａｒｔ Ｗｉｌｌｉａｍ	給水収益	1,480	1,176	2,656
（名古屋市瑞穂区）				
瑞穂区釜塚町 1丁目 6 レオパレス新瑞橋第 10　205 松本　州平	給水収益	371	294	665
瑞穂区神前町 1丁目 55－ 3 旭化成ホームズ株式会社 名古屋総合営業所	給水収益	1,207	588	1,795
（名古屋市中川区）				
中川区尾頭橋三丁目 16－ 5 郷治　はな子	給水収益	1,480	1,176	2,656
中川区好本町 2丁目 38 ハウジング大喜Ｂ 22 西　俊治	給水収益	1,480	1,176	2,656
中川区伏屋四丁目 1501 中伏屋荘Ｔ1　105 谷口　勇	給水収益	1,480	1,176	2,656
中川区野田一丁目 323 コーポニュー中川 1Ｆ 安谷　好子	給水収益	1,480	1,176	2,656
中川区西中島一丁目 311 パークハイムＹ 202 城野　めぐみ	給水収益	1,638	1,289	2,927
中川区大当郎一丁目 1306 インペリアルコート 302 森本　永一	給水収益	1,953	1,516	3,469

中川区万場五丁目 2212 レオパレスＤａｎｄｅ　Ｌｉｏｎ 110 長谷川　健一	給水収益	1,480	1,176	2,656
中川区広田町 1 丁目 7 パルティール 103 坂口　雄二	給水収益	1,480	1,176	2,656
中川区法華西町 50－ 1 高梨　央吉	給水収益	740	588	1,328
中川区荒子一丁目 20 オーク 301 平野　好文	給水収益	3,370	2,536	5,906
中川区清船町 1 丁目 1－ 6 アレンダール清船 902 ザマニ　モハマド	給水収益	1,480	1,176	2,656
中川区明徳町 1 丁目 57 カーム・スプリング 201 杉木　理恵	給水収益	1,480	1,176	2,656
中川区明徳町 1 丁目 57 カーム・スプリング 201 杉木　理恵	給水収益	1,480	1,176	2,656
中川区昭明町 2 丁目 33 アサイ　サラ	給水収益	3,299	2,184	5,483
中川区笈瀬町 2 丁目 2－ 2 株式会社ビルド	給水収益	2,415	1,176	3,591
中川区中郷三丁目 75 セキスイハイム中部株式会社 特建事業部	給水収益	2,212	1,675	3,887

中川区法華西町 118 メゾン法吉 101 伊藤　直弥	給水収益	3,213	2,423	5,636
中川区笈瀬町 2 丁目 2－ 5 株式会社ビルド	給水収益	2,415	1,176	3,591
中川区笈瀬町 2 丁目 2－ 1 株式会社ビルド	給水収益	2,415	1,176	3,591
中川区笈瀬町 2 丁目 2－ 4 株式会社ビルド	給水収益	2,415	1,176	3,591
中川区十番町 6 丁目 9 株式会社ビルド	給水収益	2,415	1,176	3,591
中川区十番町 6 丁目 9 株式会社ビルド	給水収益	2,415	1,176	3,591
（名古屋市港区）				
港区港楽一丁目 1－10 港楽荘 1 棟 301 内川　ジョナス	給水収益	1,480	1,176	2,656
港区いろは町 3 丁目 8 新いろは荘 3 棟 104 タツヤマ　トミオ	給水収益	158	113	271
港区東蟹田 808 ロフティー蟹田 103 遠藤　正史	給水収益	259	188	447
港区十一屋三丁目 157 増田　要	給水収益	740	588	1,328
港区小賀須四丁目 1123 フロイデ小賀須 201 八神建築株式会社	給水収益	740	588	1,328

港区小賀須四丁目 1123 フロイデ小賀須 201 八神建築株式会社	給水収益	369	294	663
（名古屋市南区）				
南区元柴田東町 4 丁目 24 アスカ荘 2ＦＧ 長尾　春雄	給水収益	157	113	270
南区元柴田東町 4 丁目 24 アスカ荘 2ＦＧ 長尾　春雄	給水収益	157	113	270
南区豊二丁目 12－57 県営南豊第二住宅 1 棟 1116 見崎　由晴	給水収益	369	294	663
南区宝生町 1 丁目 16－ 2 アーバニア宝生 105 木角　泰樹	給水収益	1,480	1,176	2,656
南区扇田町 23－ 1 プレジオ本笠寺 103 内川　希茶	給水収益	371	294	665
南区観音町 8 丁目 70 コーポ小林 101 アイカリプラス有限会社	給水収益	740	588	1,328
南区鳴浜町 2 丁目 77 ファミール鳴浜第 1　205 小栗　定臣	給水収益	369	294	663
（名古屋市守山区）				
守山区竜泉寺一丁目 919 有限会社サンメディカル	給水収益	9,240	0	9,240

守山区瀬古三丁目 1302 コーポさつき 106 菅野　進	給水収益	1,480	1,176	2,656
守山区瀬古三丁目 1302 コーポさつき 106 菅野　進	給水収益	369	294	663
守山区藪田町 1301－ 1 ニューシティ藪田 102 大野　さと美	給水収益	1,480	1,176	2,656
守山区小六町 19－17 パラシオン千代田 802 吉野　仁士	給水収益	371	294	665
守山区小六町 19－17 パラシオン千代田 802 吉野　仁士	給水収益	1,109	882	1,991
守山区天子田三丁目 211 グランハート天子田　C 有限会社柴田電気	給水収益	1,480	1,176	2,656
守山区天子田三丁目 211 グランハート天子田　C 有限会社柴田電気	給水収益	369	294	663
守山区下志段味穴ケ洞 2271－250　サンハイツ花水木 名古屋セキスイハイム不動産 （松永　義則）	給水収益	369	0	369
守山区小幡南三丁目 8－17 有限会社大建設	給水収益	1,480	1,176	2,656
（名古屋市名東区）				

名東区高針原二丁目 703 メルベーユ高針 303 冨依　弥生	給水収益	1,953	1,516	3,469
名東区猪子石三丁目 215 コーポ英 201 池田　英子	給水収益	740	588	1,328
名東区本郷一丁目 7 ＳＰＡＣＥ ＤＵＫＥ Ｆ 702 合資会社キープサービス	給水収益	369	294	663
（名古屋市天白区）				
天白区中平三丁目 2608 みたけハイツ 2　203 加藤　裕子	給水収益	1,480	1,176	2,656
天白区塩釜口一丁目 851 ドミール八事 402 高嶋　未生	給水収益	369	294	663
天白区池見二丁目 90 エステート池見 105 田島　悠一朗	給水収益	1,480	1,176	2,656

装置住所／使用者名	科　目　名	未返還額
（名古屋市北区）		
北区上飯田南町 1 丁目 55－ 3 飯田　敏彦	雑預り金	28,665
北区辻本通 3 丁目 34 サガミシード株式会社	前受受託工事収益	86,520
（名古屋市中川区）		
中川区清川町 4 丁目 1－ 2 武山鋳造株式会社	前受受託工事収益	20,632

中川区運河通一丁目 123 内藤株式会社 代表取締役　内藤　ゆき美	雑預り金	52,815
中川区運河通一丁目 123 内藤株式会社 代表取締役　内藤　ゆき美	雑預り金	54,338
（名古屋市名東区）		
名東区上菅二丁目 1004－ 1 豊田通商株式会社	前受受託工事収益	210

上下水道局総務部調査課

名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案の縦覧公告

次の都市計画を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第17条第 1項の規定により、愛知県知事の縦覧の公告がありましたので、愛知県事務処理特例条例（平成11年愛知県条例第55号）別表第 8の18の項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を一般の縦覧に供します。

なお、この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに愛知県に対し、意見書を提出することができます。

平成22年 6月11日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　都市計画の種類

名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2　都市計画を定める土地の区域

名古屋市、瀬戸市、津島市、尾張旭市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、愛知郡東郷町及び長久手町、西春日井郡豊山町並びに海部郡大治町、蟹江町及び飛島村の区域（地先公有水面を含む。）

3　都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成22年 6月11日から平成22年 6月25日まで（名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除く。）

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

(3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋都市計画道路の変更案の縦覧公告

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第 5条第 6項において準用する同条第 1項の規定により次の都市計画区域が変更された場合において、当該変更後の都市計画区域に係る次の都市計画を変更するため、同法第21条第 2項において準用する同法第17条第 1項の規定により、愛知県知事の縦覧の公告がありましたので、愛知県事務処理特例条例（平成11年愛知県条例第55号）別表第 8　18の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を一般の縦覧に供します。

なお、この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに愛知県に対し、意見書を提出することができます。

平成22年 6月11日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　当該変更後の都市計画区域の名称

名古屋都市計画区域（名古屋、弥富、津島海部西部及び瀬戸都市計画区域）

2　都市計画の種類

名古屋都市計画道路

3　都市計画を変更する土地の区域

路線名	起　点	終　点	主な経過地
3・ 2・ 3号 名古屋環状線	名古屋市港区 築地町	名古屋市港区 大江町	名古屋市中川区 昭和橋通 3 丁目 名古屋市北区 志賀南通 1 丁目

			名古屋市南区 桜台一丁目
3・ 1・ 4号 名古屋環状 2号線	海部郡飛島村 木場一丁目	名古屋市緑区 大高町字茨谷山	海部郡飛島村大字梅之郷字中梅 名古屋市中川区 島井町 海部郡大治町大字三本木字西之川 あま市甚目寺稲荷新田 清須市西市場二丁目 名古屋市西区 貴生町 名古屋市北区 丸新町 名古屋市守山区 大森一丁目 名古屋市名東区 上社四丁目 名古屋市天白区 梅が丘五丁目
3・ 1・20号 伏見町線	名古屋市西区 枇杷島町字柳場	名古屋市緑区 鳴海町字天白川内	名古屋市中区 三の丸一丁目 名古屋市熱田区 伝馬一丁目
3・ 2・21号 新名西橋線	清須市阿原九丁田	名古屋市西区 庄内通 3 丁目	名古屋市西区 上堀越町 1 丁目

3・ 1・29号 江川線	名古屋市西区 貴生町	名古屋市港区 入船二丁目	名古屋市西区 浄心本通３丁目 名古屋市中川区 八熊二丁目
3・ 1・47号 国道41号線	西春日井郡豊山町大字青山字金剛	名古屋市北区 新沼町	西春日井郡豊山町大字豊場字栄
3・ 1・48号 東郊線	名古屋市北区 丸新町	名古屋市緑区 大高町字北平部	名古屋市北区 志賀南通２丁目 名古屋市昭和区 東郊通９丁目 名古屋市南区 千竈通１丁目
3・ 3・64号 志段味田代町線	名古屋市守山区 大字上志段味字上島	名古屋市瑞穂区 弥富通３丁目	名古屋市守山区 川東山 名古屋市千種区 末盛通２丁目
3・ 1・ 122号 桜通線	名古屋市中村区 名駅一丁目	名古屋市千種区 池下一丁目	名古屋市東区 東桜二丁目
3・ 3・ 157号 国道 1号西線	弥富市小島町附新田	名古屋市港区 南陽町大字福田字大儘	弥富市三百島一丁目 愛西市善太新田町十一上 名古屋市中川区 富永四丁目
3・ 2・ 158号 昭和橋線	名古屋市中川区 富田町大字江松字長池	名古屋市瑞穂区 明前町	名古屋市中川区 中島新町 名古屋市熱田区 六番三丁目

3・ 2・ 168号 名四国道線	名古屋市港区 南陽町大字藤前 字二ノ割	豊明市阿野町大 島	名古屋市港区 砂美町 名古屋市南区 豊田五丁目 名古屋市緑区 大高町字丸ノ内

4　縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課

（名古屋市役所西庁舎 4階）

5　縦覧期間

平成22年 6月11日から平成22年 6月25日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日は除きます。

6　縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、正午から午後 0時45分までを除きます。

名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課